



札幌市告示第562号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項及び第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定及び平成28年札幌市告示第993号で要措置区域に指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部解除を行う。

指定する区域及び指定を解除する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和3年（2021年）2月1日

札幌市長 秋元 克広



1 要措置区域に指定する区域

(1) 所在地（地番）

札幌市西区西町南11丁目8番1の一部

札幌市西区西町南11丁目10番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準（土壤溶出量基準）に適合していない特定有害物質

砒素及びその化合物

(3) 当該要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

2 要措置区域の指定を解除する区域

(1) 所在地（地番）

札幌市西区西町南11丁目8番1の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準（土壤溶出量基準）に適合していない特定有害物質

砒素及びその化合物

(3) 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌の掘削除去（飛び地間移動）